第三十九条の四十三第三項第一号中「第五項」を「第五項第一号」に改め、同号イ中「次項」を「次項第一号」に改め、同条第四項第一号イ中「次項」を「次項第二号」に改める。

第三十九条の四十四を次のように改める。

第三十九条の四十四　削除

第三十九条の四十五の二第六項中「場合の」の下に「同項第二号に規定する場合に該当するかどうかの判定並びに」を加え、「同項第一号に規定する雇用者をいう」を「同項第一号又は法第四十二条の十二第二項第二号に規定する雇用者をいう。以下この項、第十一項及び第十四項において同じ」に改め、「当該連結親法人又はその各連結子法人の当該連結親法人事業年度開始の日の前日を含む各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその各連結子法人の当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者（法第四十二条の十二第二項第二号に規定する雇用者をいう。）の数。以下この項において「連結親法人事業年度開始日の前日における雇用者数」という。）」及び「（法第六十八条の十五の二第二項第一号又は第四十二条の十二第二項第二号に規定する雇用者をいう。以下この項、第十一項及び第十四項において同じ。）」を削り、同項各号中「連結親法人事業年度開始日の前日における雇用者数」を「連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数」に改める。

第三十九条の四十五の三第二項中「、第六十八条の十四第十一項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十四第十一項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「第六十八条の十五の三第一項第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第六十八条の十五の三第一項第八号」に改め、同号を同項第六号とする。

第三十九条の四十六第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二十八条第四項」を「第二十八条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削る。

第三十九条の五十六を次のように改める。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第三十九条の五十六　法第六十八条の二十七第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、第二十八条の九第二項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

第三十九条の五十九を次のように改める。

第三十九条の五十九　削除

第三十九条の六十第六項中「第二十九条の二第三項第二号」を「第二十九条第三項第二号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　法第六十八条の三十一第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、同条第四項において準用する法第六十八条の十六第二項に規定する償却限度額の計算に関する明細書に記載された金額を法第六十八条の三十一第一項に規定する減価償却資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分をし、当該区分ごとの合計額を記載した書類を連結確定申告書等に添付したときは、当該明細書を保存している場合に限り、当該明細書の添付があつたものとして同項の規定を適用する。

第三十九条の六十一第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号中「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項中「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同条第六項中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に改め、同条第八項中「第二十九条の二の二第八項」を「第二十九条の二第八項」に改める。

第三十九条の六十九第一項第二号中「附則第百三十三条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百三十三条第十一項」に改め、「第六十八条の三十二第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第六十八条の三十四第一項」を削り、同項に次の一号を加える。

八　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項又は第三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第一項又は第六十八条の三十の規定

第三十九条の六十九第三項中「第六号まで」を「第七号まで」に、「第七号から第十二号まで」を「第八号から第十四号まで」に改め、同項第一号中「第六十八条の三十から」を「第六十八条の三十一から」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に、「附則第百三十三条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百三十三条第十一項」に改め、「第六十八条の三十二第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第六十八条の三十四第一項」を削り、同項第三号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第五号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第六号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第七号中「附則第百七条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百七条第十一項」に改め、「第四十六条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第四十七条第一項」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号及び第十四号において「平成二十四年改正法」という。）附則第三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十の規定

第三十九条の六十九第三項に次の一号を加える。

十四　平成二十四年改正法附則第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の規定

第三十九条の六十九第四項中「第六号」を「第七号」に、「前項第七号から第十二号まで」を「前項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十九条の七十第一項及び第二項中「第六号」を「第七号」に、「前条第三項第七号から第十二号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十九条の七十一第一項第二号中「附則第百三十三条第十項、第十一項又は第十三項」を「附則第百三十三条第十一項」に改め、「第六十八条の三十二（第一項第二号に係る部分に限る。）」及び「又は第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項又は第三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十六第二項に規定する減価償却限度額の計算に関する明細書に記載された金額を法第六十八条の三十一第一項に規定する減価償却資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分をし、当該区分ごとの合計額を記載した書類を連結確定申告書等に添付したときは、当該明細書を保存している場合に限り、当該明細書の添付があつたものとして同項の規定を適用する。

第三十九条の七十一第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十九条の八十四の二　法第六十八条の五十七第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、同項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）の平成二十四年七月一日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度開始の時における同号イに規定する空港用地の帳簿価額とする。

（関西国際空港用地整備準備金）

第三十九条の八十四の次に次の一条を加える。

（関西国際空港用地整備準備金）

第三十九条の八十四の二　法第六十八条の五十七第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、同項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）の平成二十四年七月一日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度開始の時における同号イに規定する空港用地の帳簿価額とする。